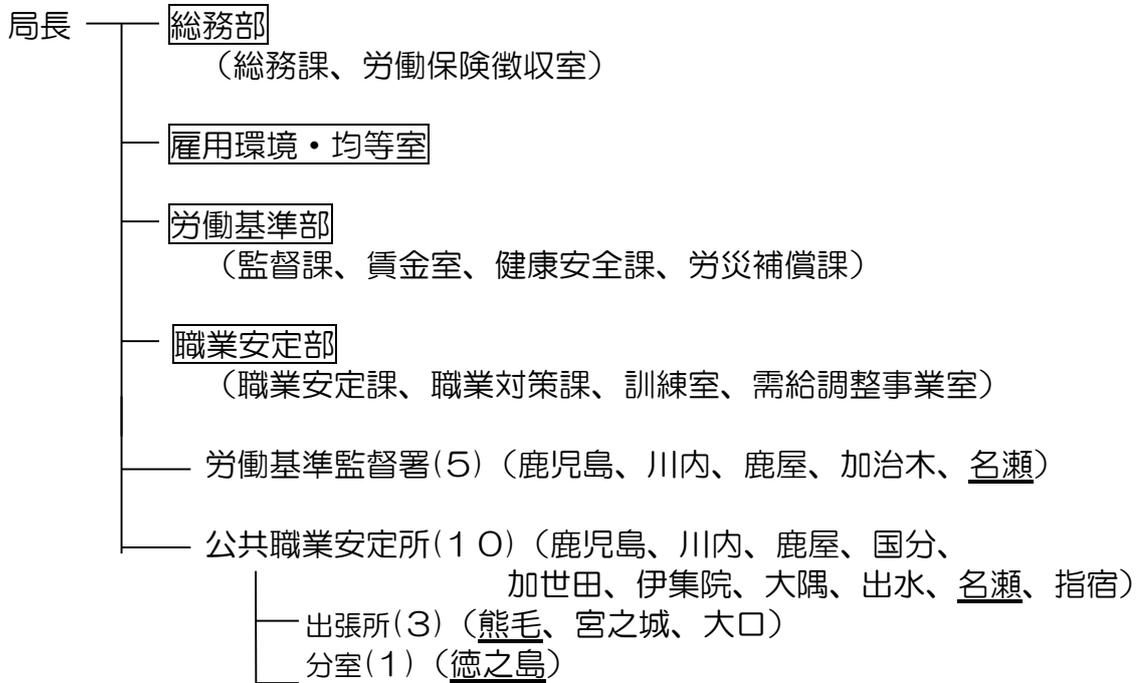


## 鹿児島労働局管内の概要等について〈令和元年12月末現在〉

### 1 鹿児島労働局の組織

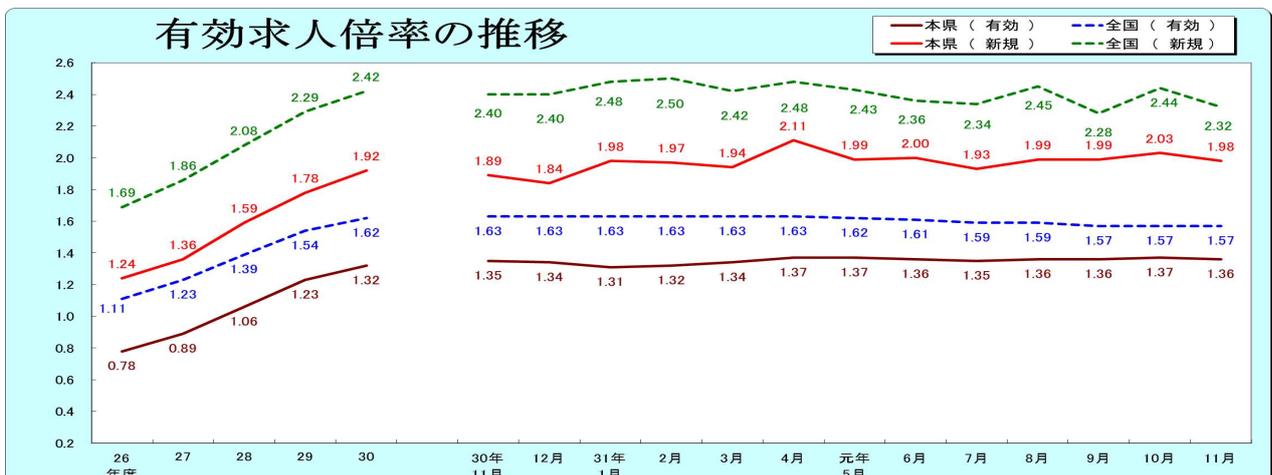


### 2 労働行政に係る現状と課題

#### (1) 雇用失業情勢に対応した雇用対策の推進

##### (ア) 雇用情勢（令和元年11月末現在）

- 本県の令和元年11月の有効求人倍率は 1.36倍と、43か月連続で1倍台を推移し、引き続き改善している中、求人が求職を大きく上回る人手不足の状態が続いている。
- 今後とも、雇用失業情勢に適切に対応するため、職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの促進、若年者雇用対策の推進、高年齢者・障害者雇用対策の推進、地域における雇用創造の取組の支援、職業訓練を活用した就職支援等、効果的な行政の展開を図ることとしている。



(イ) 若年者雇用対策業務

- 「青少年の雇用の促進等に関する法律」による、若者の採用・育成に積極的な中小企業と、若者のマッチングを後押しする「ユースエール認定企業」の拡大に努め、若者の適職選択を支援していく。
- 新規学卒者の内定率が改善しているなか、新規学卒者等若年者の地元就職や職場定着促進のため、各企業に対する労働環境の改善等に向けた支援や若年者に対して地元企業の魅力を積極的に情報発信する取組を推進していく。
- ユースエール認定企業数：令和元年12月末現在18社
- 平成31年3月卒業者の就職状況（内定率）（平成31年3月末）  
高校：99.7%（+0.2P）短大：98.7%（-0.1P）大学96.5%（-0.5P）  
※（ ）は対前年比率  
※高校の内定率は過去最高値、短大は平成以降2番目、大学は平成以降4番目  
※平成31年3月新規高卒者県内就職率52.2%（平成24年より50%超）

(ウ) 地方公共団体との連携

- 従来から労働局、各ハローワークでは、鹿児島県をはじめとした、地方公共団体との連携を図りつつ、雇用対策を推進しているところであり、平成27年10月以降、14自治体との間で「雇用対策協定」を締結し、若者の地元への就職促進等雇用に関する施策を地方公共団体と連携して推進している。
- 県において、平成29年4月から、厚労省の地域活性化雇用創造プロジェクトに採択された「新かごしま「食」と「職」の魅力向上・加速化プロジェクト」を実施中。食品関連産業の一層の振興と安定的な雇用の創出を目指し、3か年事業の3年目に取組んでいる。各ハローワークでは、求職者に対して積極的に事業を周知し、事業が効果的に推進されるように雇用面で支援を行うこととしている。

(エ) 障害者対策

- 法定雇用率未達成企業に対しては、各種支援策並びに助成金制度を説明するとともに職域開発など具体的な提案を交えて、障害者雇用指導を行っている。
- 障害を持つ求職者に対しては、専門的な支援を行う就職支援ナビゲーターによる職業相談、就職支援コーディネーターによる地域の関係機関等と連携し就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」、カウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施する精神障害者雇用トータルサポーターによる支援機関と連携した支援等を実施している。

※平成30年度の障害者就職件数は、2,048件と、過去最高となっている。

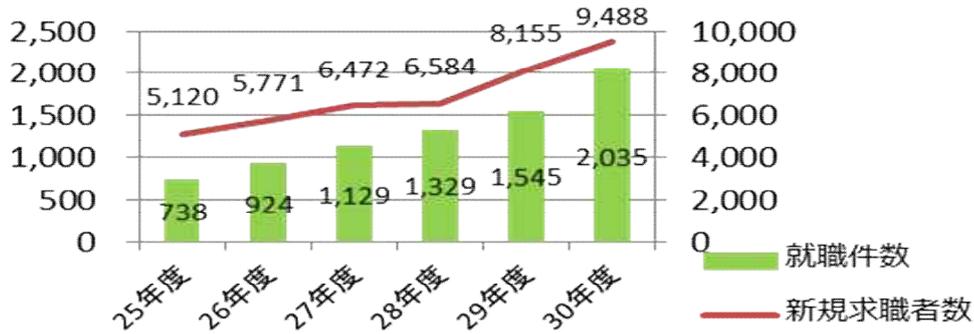
	本県	全国	本県順位
障害者雇用率	2.40%	2.11%	11位
障害者雇用率達成企業割合	60.4%	48.0%	10位

令和元年6月1日現在

(オ) 高齢者対策

- ハローワーク鹿児島、国分に加え、川内、鹿屋及び名瀬にも「生涯現役支援窓口」を設置し、特に65歳以上の高齢者に対して担当者制による職業相談等により重点的に支援を実施している。
- 生涯現役社会に向けた取組として、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を企業に働きかけている。

65歳以上の就職件数及び新規求職者数

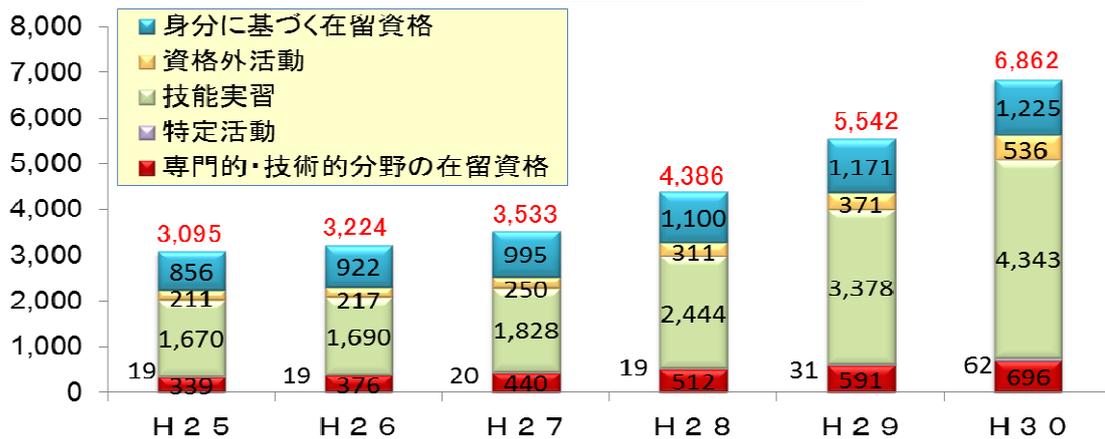


(カ) 外国人対策

○ 鹿児島県の外国人労働者数は平成 30 年 10 月末現在で、6,862 人となっており年々増加している。平成 31 年 4 月からは、新たな在留資格「特定技能」を有する外国人の受入れも開始されたことから、今後も増加が予想される。

外国人労働者の雇用管理の改善を促進するとともに、適正な労働条件の確保等を推進するため、外国人労働者を雇用する事業主等に対して、外国人雇用管理指針に基づき、訪問による事業主指導や雇用管理セミナーを実施している。

在留資格別にみた外国人労働者数の推移



(資料出所 外国人雇用状況の届出状況 (平成 30 年 10 月末))

(キ) 人材不足分野に係る就職支援

○ 福祉、建設、警備、運輸などの人手不足分野へのマッチングを強化するため、ハローワーク鹿児島及びハローワーク国分に人材確保支援の総合窓口となる「人材マッチングコーナー」を設置し、業界団体との連携を図りながら求人者向け・求職者向けセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催や、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、人材確保対策に取り組んでいる。

(ク) 就職氷河期世代に対する就職支援

○ いわゆる就職氷河期世代は雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、この世代の中には希望する就職ができず、不本意ながら非正規を繰り返している、または無業状態にあることから、これまで能力開発機会が少なく、職務経験も詰めていないなど様々な課題を抱えている方が多い。また、2040 年には高齢期に突入することから、これらの世代に対する支援は喫緊の課題となっている。

- これらのことから、就労支援策として県内 2 カ所、ワークプラザ天文館、ハローワーク国分に「35 歳からのステップアップ窓口」を令和元年 12 月 16 日に開設した。

担当者制による個別支援をはじめ、就職氷河期世代の方一人一人の課題や状況に応じたきめ細かな支援を行っていくとともに、各ハローワークにおいて、就職氷河期世代限定・歓迎求人の開拓を実施している。

(2) 女性の活躍推進

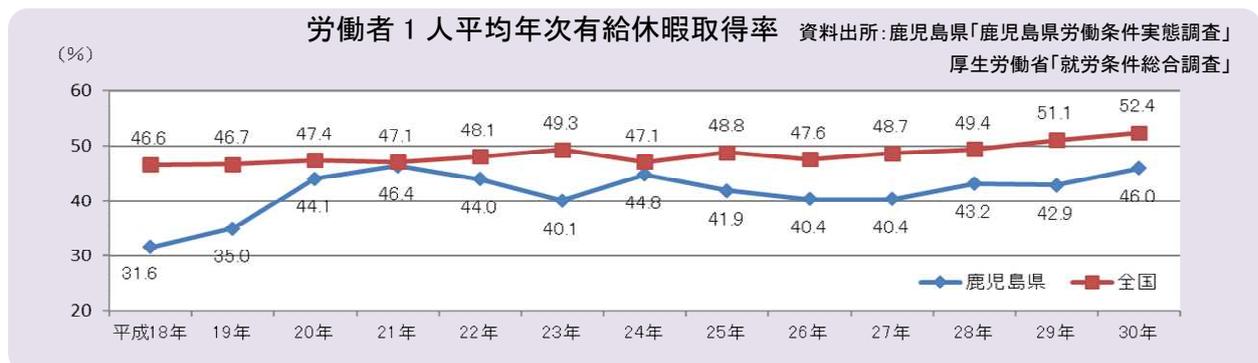
- 鹿児島県の女性の就業状況は、雇用労働者に占める女性の割合や年齢階級別の労働力率は全国平均より高くなっているが、従来から女性の多い産業、職種に偏っており、平成 28 年の女性管理職（係長以上）を有する企業の割合は 41.2%となっており、全国平均 64.8%に比べ低くなっている。少子高齢化が進行する中で地域経済の活性化の上でも、女性の活躍推進のための取組が大きな課題となっている。

今後、女性活躍推進法に基づく行動計画届出企業がえるばし認定の取得に向けた取組が加速するように働きかけを行うとともに、300人以下の企業からの行動計画策定・届出等の取組が行われるように助成金を活用する等周知啓発を図ることとしている。

(3) 「働き方改革関連法」施行及び周知等

- 鹿児島県の平成 30 年における一般労働者一人当たりの年間総実労働時間（規模 5 人以上）は、2,047 時間であり、全国平均の 2,010 時間より 37 時間長い。

また、平成 30 年の労働者 1 人平均年次有給休暇取得率は 46.0%と、全国平均の 52.4%より 6.4 ポイント低い。



鹿児島労働局では、平成 27 年 1 月「鹿児島労働局働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働削減、年次有給休暇の取得促進等働き方の見直しに向けた取組を行ってきているところであるが、平成 30 年 6 月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「改正法という。」）が平成 31 年 4 月より順次施行されているところであり、その周知を図るべく局内各部連携の下、セミナー・説明会等の実施に取り組んできているところである。引き続き改正法の周知徹底に向けて、セミナー・説明会の実施をはじめ労使団体への協力要請、企業トップへの働きかけの実施等に努めることはもとより、中小企業が多いという県内の状況等も踏まえ、企業が円滑な対応を図れるように、働き方改革に関する中小企業・小規模事業者支援対策等についても併せて懇切丁寧な説明に努めていくこととしている。

- 平成 28 年 2 月から開催してきている地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者からなる「鹿児島県のよりよい雇用・労働環境実現に向けた政労使会議」については、昨年度の改正法の成立に際し、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第 10 条の 3 において、新たに協議会を設置することとなったことに伴い、それに一本化する形で「鹿児島働き方改革推進協議会」を設置し、第 1 回目を平成 30 年 11 月 19 日に開催し、第 2 回目を今年 5 月 13 日に開催した。議題は、改正法の円滑な施行に向けての周知徹底に係る連携協力体制の確立、情報共有等について協議を行った。
- 働き方・休み方善ポータルサイトの取組事例として、本県からも 13 件の事例を掲載（うち 2 件は掲載待ち）しており、他企業においても掲載してもらうべく随時掲載依頼を行う等、積極的対応に努めている。

#### （4）働き方改革の推進及び安心して働ける労働環境の確保のために

##### （ア）労働条件の確保・改善対策

- 鹿児島労働局及び管下の労働基準監督署には、労働時間や賃金不払い残業に関する相談が多く寄せられていることに踏まえ、労働条件の確保・改善のための立入調査を重点的に実施している。
- 令和元年 4 月から 12 月までの監督指導業務の実施状況については、960 事業場に対して定期監督を実施し、そのうち 645 事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められたことから是正を指導した。違反率については 67.2 %と、平成 30 年の違反率 64.4 %より 2.8 ポイント増加している。

##### （イ）長時間労働の是正

- 令和元年 4 月から 12 月までの月 80 時間超及び過労死等労災請求事案に対する全数監督は、224 件の計画に対し、202 件実施（実施率：90.2%）している。
- 令和元年 11 月の「過重労働解消キャンペーン」では、①県内 11 の使用者団体等に対し、傘下の企業等において長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組が実施されるよう積極的な周知・啓発等の実施について協力の要請を実施、②長時間労働が疑われる事業場に対する集中的な監督指導の実施（重点監督）、③長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている県内企業を訪問し、その取組事例を収集するとともに、他の企業に

広く紹介するベストプラクティス企業への職場訪問の実施等の取組を集中的に実施している。

(ウ) 改正労基法等の周知

- 改正労基法等の改正内容を含む労働時間に関する法制度等について、あらゆる機会を通じた周知に取り組んでいる。特に中小企業の事業場に対しては法制度を十分理解し、長時間労働の削減に向けた自主的な取り組みが促進されるよう集団的又は個別的手法を繰り返し用いることにより、きめ細かな支援を行っている。
- 昨年度から設置されている労働時間相談・支援班による重点的な周知に取り組み、令和元年度の相談・支援班による実績は、集団指導 13 回（395 事業場）、説明会 56 回（2,726 事業場）、個別訪問支援（406 事業場）、相談件数 3,803 件である。
- 局独自の相談・支援周知申し込み用リーフレットを作成し相談・支援班の利用を働き掛けている。

(5) 最低賃金制度の適切な運営

- 鹿児島県の最低賃金は、時間額 790 円に改定され、令和元年 10 月 3 日から発効。今回の改定に伴う引上げ額 29 円は過去最高（全国でも最高）で、中小企業への支援策とあわせた十分な周知が重要なことから、発効日 1 週間前の 9 月 26 日に行政・労使一体となった街頭キャンペーンを実施するなど、最低賃金改定の周知広報と最低賃金の履行確保のため積極的に取り組んでいる。

(6) 労働災害防止対策の推進等

- 平成 30 年の県下の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は 1,936 人で前年より 25 人（1.3%）減少した。また、死亡者数は 13 人で前年より 8 人（38.1%）減少した。この結果、平成 30 年度を初年度とする第 13 次労働災害防止対策（以下「13 次防」という。）の目標である、休業 4 日以上之死傷者数の 1% 以上減少、死亡者数の 25% 以上減少の目標を達成した。
- 一方、令和元年 1 月から 12 月（速報値）については、休業 4 日以上之死傷者数は 1,840 人で前年より 80 人（4.5%）増加し、死亡者数は 15 人で前年より 2 人（15.4%）増加している。
- 労働災害発生状況について、これまで「業種別・事故の型別」に取りまとめていたが、高齢者層の労働災害発生が増加傾向にあるため、今年度から新たに「業種別・年齢別」でも取りまとめ、高年齢労働者の転倒、墜落・転落災害防止のための「エイジアクション 100」と併せて周知・広報を行った。
- 労働災害発生状況の動向を注視するとともに、引き続き、県内の労働災害防止団体、業界団体等との連携を図り、13 次防の目標達成に向けて、労働災害防止対策を強力に推進していくこととしている。